

# 女川原子力発電所の状況について

---

2026年2月16日  
東北電力株式会社

# 目次

1. 各号機の状況について(2026年1月末時点)
2. 新たに発生した事象に対する報告, 過去報告事象に対する追加報告
3. その他(前回会議以降に公表した案件の概要)

号機	案件
2号機	(1) 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請(2回目)の認可
	(2) 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設計及び工事計画認可申請
その他	(3) 1号機の廃止措置計画変更認可

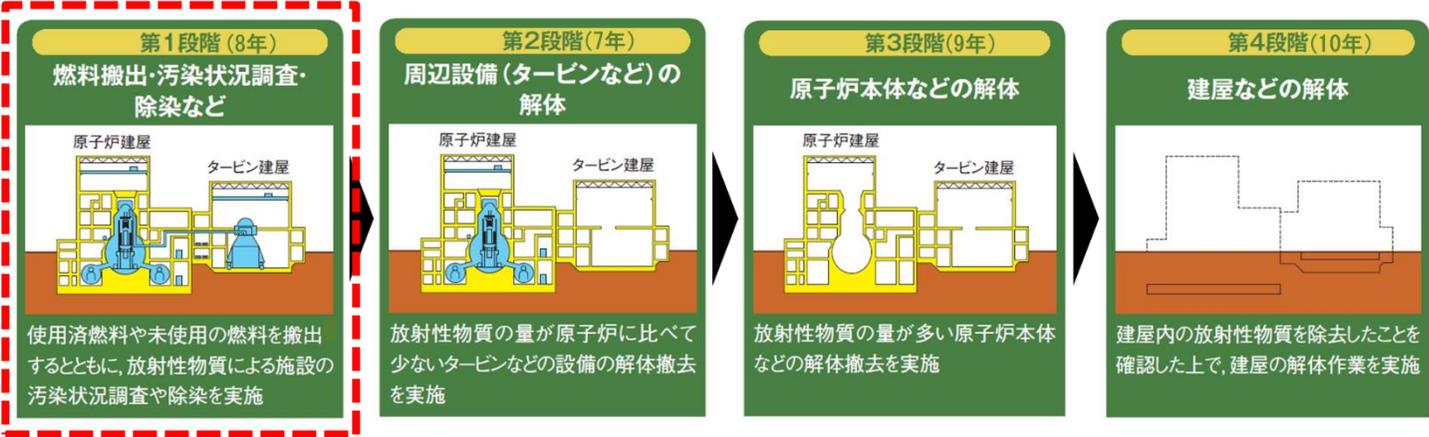
# 1. 各号機の状況について(2026年1月末時点) (1/5)

## (1) 1号機

- 2020年7月28日より、廃止措置作業を実施中。
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象、ならびに法令に基づく国への報告を必要としないひび、傷等の事象なし。

### a. 廃止措置工程について

- 1号機の廃止措置は、全体工程(34年)を4段階に区分して実施。現在は第1段階の作業を実施。



注) 第2段階以降に実施する主な作業の詳細については、第1段階の中で実施する「汚染状況の調査」の結果等を踏まえて策定するとともに、あらためて廃止措置計画の変更認可申請を行うこととしている。

# 1. 各号機の状況について(2026年1月末時点) (2/5)

## b. 廃止措置(第1段階)における作業状況の報告について (下線部が新たにお知らせする内容)

項目	主な作業内容
燃料搬出	<ul style="list-style-type: none"> <li>未使用の燃料の搬出工程を検討中</li> <li>1号機使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料について、2025年1月14日より、3号機使用済燃料プールへの移送を実施中</li> </ul>
汚染状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体廃棄物量の詳細評価方法を検討中</li> <li>2024年11月5日より、原子炉周囲の放射化評価(原子炉圧力容器や原子炉格納容器等の各機器の放射能濃度を計算・評価)を実施中</li> <li>2025年3月17日より、制御建屋内に設置している空調機等の機器の解体廃棄物量評価を実施し、<u>10月24日に完了</u></li> <li>2025年8月25日より、原子炉建屋、放射性廃棄物処理建屋および制御建屋内のケーブルおよび各建屋に設置している配管等の解体廃棄物量評価を実施中</li> <li><u>2025年10月6日より、タービン本体および復水器等の機器の解体廃棄物量評価に着手</u></li> </ul>
汚染の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染が想定される機器や配管について、除染箇所、除染方法を検討中</li> </ul>
設備の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年1月14日より、補助ボイラー系・タービン補機冷却系(管理区域外設備)の解体工事を実施中</li> <li>その他の放射性物質による汚染のない区域に設置されている設備の解体範囲を検討中</li> </ul>
放射性廃棄物の処理処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染状況の調査や設備の点検等に伴って発生した雑固体廃棄物等の放射性廃棄物を、圧縮減容等により処理し、固体廃棄物貯蔵所に保管中</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

# 1. 各号機の状況について(2026年1月末時点) (3/5)

## (2) 2号機 (下線部が新たにお知らせする内容)

- 2026年1月14日より, 第12回定期事業者検査を実施中。
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象なし。法令に基づく国への報告を必要としないひび, 傷等の事象として1件が確認された。(5頁参照)

# 1. 各号機の状況について(2026年1月末時点) (4/5)

## a. 2号機 燃料交換機計算機の不具合について

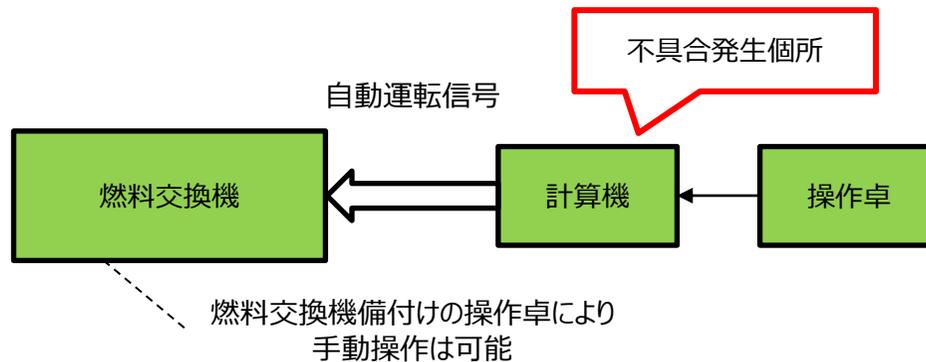
- 2026年1月18日, 2号機の第12回定期事業者検査において, 燃料の取出しを開始するために燃料交換機<sup>※1</sup>の運転モードを「手動」から「自動」に切り替えようとしたところ, 切り替えできない事象を確認した。その後, 燃料交換機計算機<sup>※2</sup>の状態を確認したところ, 計算機の伝送機能が異常であることを示す警報が発生していることを確認した。
- これに伴い, 燃料交換機の運転モード「自動」での燃料取出し操作ができなくなったものの, 「手動」での操作は可能であることを確認した。
- 当該計算機の不具合の原因については, 計算機内の基盤の故障によるものであり, 1月21日に当該基盤を交換し, 復旧している。
- 本事象による環境への放射能の影響はない。

※1 原子炉建屋最上階に設置され, 原子炉内への燃料の装荷や取出し時に, 燃料を所定の位置に移動させる設備。

※2 燃料交換機の自動運転を行う際に使用する計算機であり, 燃料交換作業における支援や記録等の処理を行う。



燃料交換機外観



設備概要図

# 1. 各号機の状況について(2026年1月末時点) (5/5)

## (3) 3号機

- 2011年9月10日より, 第7回定期事業者検査を実施中。
- プラント停止中の安全維持点検として, 原子炉停止中においてもプラントの安全性を維持するために必要な系統の点検を行うとともに耐震工事等を実施中。
- 今期間中に発見された法令に基づく国への報告が必要となる事象, ならびに法令に基づく国への報告を必要としないひび, 傷等の事象なし。

## 2. 新たに発生した事象に対する報告, 過去報告事象に対する追加報告

---

なし。

### 3. その他(前回会議以降に公表した案件の概要)(1/4)

#### (1) 2号機における特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請(2回目)の認可

- 2025年12月19日、2号機における特定重大事故等対処施設※<sup>1</sup>に係る「設計及び工事計画認可申請※<sup>2</sup>」のうち、早期の完成を目指すために2分割した申請※<sup>3</sup>の2回目(主に機械・電気設備等に関する申請)について、原子力規制委員会より認可を受けた。
- 今後、発電所の運転管理体制などに係る「原子炉施設保安規定変更認可申請書」について、準備が整い次第、原子力規制委員会に提出する。

※1 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

同施設は、新規規制基準において、本体施設の設置等に係る工事計画認可から5年以内(2026年12月22日まで)の設置が要求されている。

なお、同施設の基本設計に係る「原子炉設置変更許可申請」については、2023年10月4日に原子力規制委員会より許可されている。

※2 発電用原子炉施設の詳細設計等が、原子炉設置変更許可の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。

※3 原子力規制委員会規則「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、設計及び工事計画認可の申請にあたっては、分割して認可を申請することができる旨が規定されている。

1回目は2023年12月14日に、特定重大事故等対処施設の建屋および土木構造物等に関する申請を行い、2025年3月28日に認可を受けた。

2回目は2024年9月26日に、同施設の機械・電気設備等に関する申請を行った。

### 3. その他(前回会議以降に公表した案件の概要)(2/4)

#### (2) 2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設計及び工事計画認可申請

- 2026年2月6日に、2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設※<sup>1</sup>の設置に係る「設計及び工事計画認可申請書※<sup>2</sup>」を、原子力規制委員会へ提出した。
- 今回の申請は、使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵建屋第1棟と使用済燃料乾式貯蔵容器6基の詳細設計に関するもの。申請の概要については、次頁参照。

※1 使用済燃料乾式貯蔵施設(以下、「乾式貯蔵施設」とは、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」(以下、「乾式貯蔵建屋」と「使用済燃料乾式貯蔵容器」(以下、「乾式貯蔵容器」)で構成され、2号機の使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を、堅牢な金属製の乾式貯蔵容器に収納し、乾式貯蔵建屋で空気の自然対流により冷却する施設。

※2 乾式貯蔵施設の詳細設計等が、2025年5月28日に原子力規制委員会より許可を受けた原子炉設置変更許可※<sup>3</sup>の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。

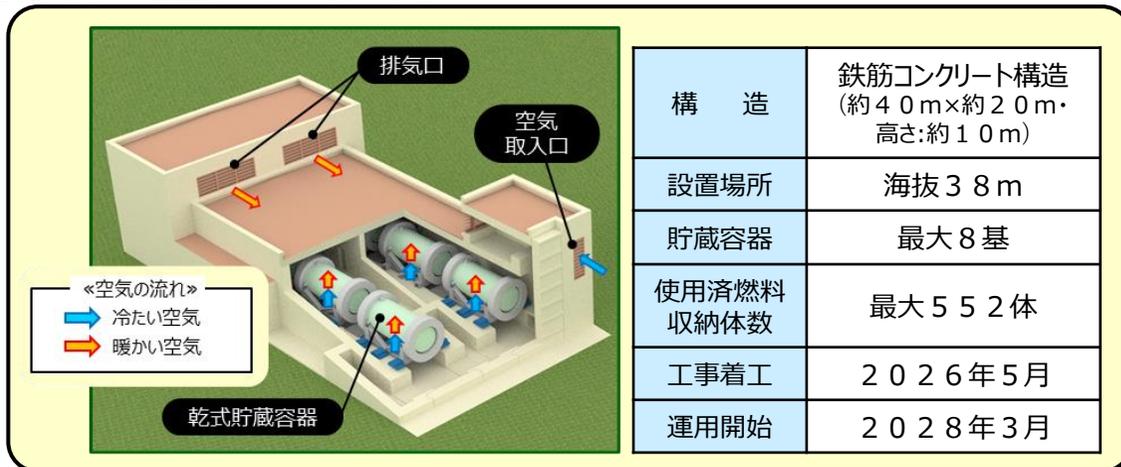
※3 第173回女川原子力発電所環境保全監視協議会報告済み。

### 3. その他(前回会議以降に公表した案件の概要)(3/4)

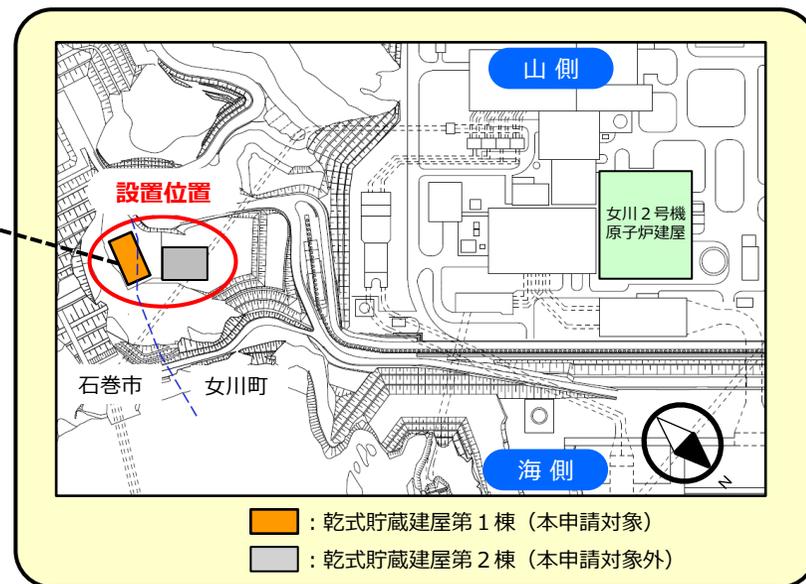
#### (2) 2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る設計及び工事計画認可申請の概要

- 2号機の使用済燃料プールは、再稼働(2024年11月)から4年程度で管理容量の上限に達することから、使用済燃料を発電所から搬出するまでの間、発電所の敷地内で一時的に貯蔵する施設として、「乾式貯蔵施設」を新たに設置することとし、2025年5月28日に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可を受けている。
- 乾式貯蔵施設は、乾式貯蔵建屋2棟と乾式貯蔵容器20基で構成される。
- 本申請では、乾式貯蔵施設のうち、乾式貯蔵建屋第1棟と乾式貯蔵容器6基の詳細設計について、原子力規制委員会に審査および認可を受けるために申請するもの。

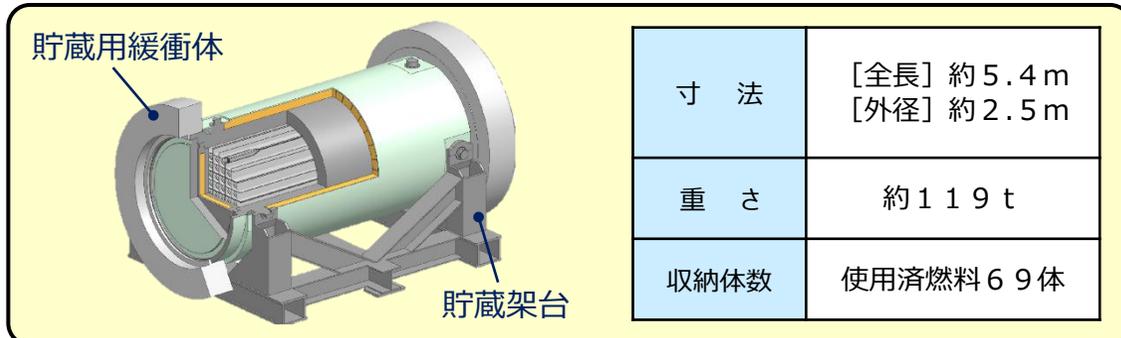
【乾式貯蔵建屋第1棟(概要図)】



【乾式貯蔵施設の設置位置】



【乾式貯蔵容器(構造図)】



### 3. その他(前回会議以降に公表した案件の概要)(4/4)

#### (3) 1号機の廃止措置計画変更認可

- 2025年3月28日に、1号機の廃止措置計画※<sup>1</sup>において使用する使用済燃料輸送容器に「9×9燃料集合体※<sup>2</sup>」を収納物として追加するため、原子力規制委員会へ廃止措置計画変更認可申請を行い、11月7日に同申請に関する補正書を提出していた。  
(第174回女川原子力発電所環境保全監視協議会報告済み)
- 同申請の内容について、12月12日に廃止措置計画変更認可を受けた。

※1 プラントの解体工事を行うにあたり、施設の解体方法、核燃料物質の管理・譲り渡し、廃棄物の管理・廃棄方法に関することなどを記載した計画。

※2 「9×9燃料集合体」は、燃料棒を9行9列に配置し、燃料集合体1体あたりに含まれる「ウラン235」の割合を「8×8燃料集合体(燃料棒を8行8列に配置)」よりも若干高めた燃料。これにより使用期間が長くなり、使用済燃料の発生量が低減される。